

公益社団法人びわ湖大津観光協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人びわ湖大津観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、大津市及びその周辺地域における観光資源の開発、観光施設の整備及び観光客の誘致促進を図り、観光事業の健全な発展と観光を通じて地域経済の活性化及び文化の振興並びに国際親善に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の開発及び保存
- (2) 観光宣伝及び観光客の誘致促進
- (3) 観光客に対する接遇の向上
- (4) 観光観念の普及啓発
- (5) 観光事業の調査研究及び観光情報の収集提供
- (6) 観光に関する出版物の刊行及び頒布
- (7) 観光事業機関及び団体との連絡調整
- (8) 観光施設の計画及び整備
- (9) 観光行事の企画及び実施
- (10) 観光物産の宣伝
- (11) 観光宣伝物及び物産の販売
- (12) 旅行業法に基づく旅行業
- (13) 損害保険代理店業
- (14) 第12号及び第13号に付帯する一切の業務

- (15) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は滋賀県大津市及びその周辺地域において行うものとする。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 名誉会員 この法人に功労のあった者または学識経験者で総会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員が第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

第3章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、損益計算書（活動計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

- 2 前項の通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(招 集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(電子提供措置)

第15条 この法人は、総会の招集に際し、総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定によって書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使した正会員の議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事がすべての正会員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会で選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

第4章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上24名以内
 - (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうち1名を会長として、会長以外の理事のうち3名以内を副会長とし、会長及び副会長以外の1名を専務理事とする。なお、専務理事が欠員または選定がないときは、あらかじめ決められた副会長が兼ねることができるものとする。
 - 3 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 専務理事が欠員または選定がない場合は、あらかじめ決められた副会長が兼ねることができる。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 専務理事が欠員または選定がない場合はあらかじめ決められた副会長がその業務を兼ねる。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時まで

とする。

- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員 の 報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

(役員 の 責任の免除)

第29条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(構 成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で定められた事項

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

- 2 前項本文の場合において、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長又は専務理事がこれに当たる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類並びに当該事業年度開始の日において行う公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容について記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中、「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第1項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 この法人は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人及び公益財団法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又

は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 事務局

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

第10章 専門部会

第48条 会長はこの法人の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは理事会の決議により専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会に属する会員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は専門部会に属する会員で互選する。
- 4 部会長は、専門部会の調査、審議の結果を会長に報告しなければならない。

第11章 オブザーバー

第49条 会長はこの法人の円滑な運営を図るため、必要と認めるときはオブザーバーを招集することができる。

- 2 オブザーバーは、会長からの要請に応じ意見を述べるほか、会議等に参加し必要に応じて討議等に参加することができる。ただし、議決権は有しないものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、脇 博一とする。

附 則

平成25年5月31日一部改正

平成29年5月31日一部改正

令和元年5月31日一部改正

令和3年6月23日一部改正

令和6年6月28日一部改正

令和7年6月24日一部改正